

明石市住宅リフォーム助成事業助成対象となる工事の一例

※助成対象となる工事は、原則居住に用いる建築物に施す工事のみです。

1 建物基礎に関する工事 (※ただし、土地に関する土台又は基礎の工事(擁壁など)は対象外)
2 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等住宅本体に施す工事
3 建築物に設ける電気、ガス又は給配水管の工事、および敷地内引込工事
4 ベランダ、庇、樋等住居外部にあって、建物と一体となる設備に施す工事 (※ただし、住宅と一体でない、物干場・ウッドデッキ・テラス・バルコニー・サンルーム、門、塀、フェンス、アプローチ、駐車場、カーポート、物置、別棟の倉庫などは対象外)
5 台所、浴室、便所、洗面所、脱衣室の工事
6 省エネルギー化、環境に配慮した工事 (1) LED照明器具設置工事 (2) 屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事 (3) 窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事 (4) 節水型便器、高断熱浴槽、省エネ・エコに対応した水栓器具を設置する工事 (5) 内装材を環境に配慮した壁紙(エコ壁紙)に張り替える工事
7 バリアフリー化工事 (1) 手すりの設置、滑り防止、段差の解消、廊下・出入口等の拡張、埋込式フットライト等安全性の向上を図る工事(※フットライトは、埋込型などのように設置に工事を伴うもの以外は対象外) (2) 開閉しやすい窓、扉の引き戸、建具等への取替工事 (3) 浴室・便所・台所・洗面所等の水回りのバリアフリー化工事
8 防災に関する工事 (1) 不燃性内装材を使用した工事 (2) 屋根の軽量化工事 (3) 外壁耐火パネルの設置
9 防犯に関する工事 (1) 防犯カメラの設置 (2) 防犯ガラス、防犯扉等の設置 (3) 防犯性能の高い錠の取付 (4) カメラ付インターフォンの設置
10 その他市長が認める工事

※単なる電化製品の取替え等に付随する工事や工事を伴わない備品の設置は、助成対象外になります。単独で行う場合は、備品の設置とみなし、助成対象外となりますが、当事業の対象となる工事と一連のものとして行う場合は、対象経費に含まれます。

<助成対象外となる例>

- ・エアコンの設置
- ・畳の入れ替え
- ・ふすまの張替
- ・単にIHだけの設置
- ・火災報知システム設置
- ・家具転倒防止器具取付
- ・シロアリ駆除

<助成対象となる例>

- ・部屋の模様替え工事を行う際に、その部屋の畳を入れ替える場合、模様替え及び畳の入れ替えの費用が助成対象となります。
- ・プロパンガス給湯器とガスコンロを電気給湯器とIHに取り替える場合、電気給湯器とIHの取替え費用が助成対象。(※別々に取り替えることが可能な場合は、対象外)
- ・ビルトインコンロ全体を取替える際に、IHを取り付ける場合、ビルトインコンロ全体とIHの取り付け費用が助成対象となります。
- ・太陽光発電設備や高効率給湯器の住宅への設置工事の場合、設備と工事費用が助成対象となります。